

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成30年7月19日

照会者名 行政書士四本事務所 四本 平一 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年6月19日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

(1) について

照会のあったA社の受けている「解体工事業」に係る許可の区分が必ずしも明らかではないが、仮に「解体工事業」に係る一般建設業の許可を受けている場合、2021年（平成33年）3月31日までに「解体工事業」の許可に係る建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」とする。）第7条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、当該許可は取り消される。

(2) について

「解体工事業」の許可に係る法第7条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合、法第11条第5項に基づき、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

また、A社が「解体工事業」の許可に係る建設業を廃止する場合、法第12条第5項の規定に基づき、三十日以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

なお、法第7条第2号に規定する要件を欠いたことにより自主的に許可に係る建設業を廃止し、三十日以内に法第12条第5項の規定に基づき廃業の届出を行う場合においては、法第11条第5項に基づく届出は必要ないと解される。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

A社が「2021年（平成33年）3月31日までに、建設業法第7条第2号に定めるところの「解体工事業」の技術者要件を満たす者への変更が不可能で」ある場合、「解体工事業」の許可に係る経過措置期間の終了の後、法第7条2号に掲げる基準を満たす営業所の専任技術者が不在となるため、法第29条第1項第1号に定める「許可の取消し」事由に該当する。